

今年、箱根関所設置から400年！

お待ちしております。



# 「箱根芦ノ湖“夢”劇場 第一幕」開演中！

今年、箱根関所設置400年です。箱根関所では、「箱根芦ノ湖“夢”劇場 第一幕」を開演しています。江戸時代を体感できる箱根関所で繰り広げられる主なイベントをご紹介します。ぜひお越しください。

※この他にも「箱根芦ノ湖“夢”劇場」では、芦ノ湖を囲む、恩賜箱根公園、森のふれあい館、箱根駅伝ミュージアムでも楽しいイベントを用意しております。詳細等につきましては、各施設までお問い合わせください。



「箱根関所設置400年 記念事業ロゴマーク」

(享保の象と箱根関所)

※享保14年(1729)、江戸時代に象が箱根関所を通り、八代将軍徳川吉宗のもとへ向かっていきました。

## 【箱根関所ステージ】

時代演目上演	8月18日、9月8日・22日、いずれも日曜日、午前10時～午後3時の間で、8回程度 劇団「湯たんぼ」が面白おかしく、江戸時代の関所改めを再現します。
建物特別公開	8月24日・31日、9月14日・28日、いずれも土曜日 普段は入れない関所建物の中を特別に公開します。
獄屋囃	8月27日、9月3日・10日・17日、いずれも火曜日、午後2時、午後2時30分の2回 「獄屋」の中で、本当にあった関所破りのお話をお聞かせします。
箱根関所ガイドツアー	8月3日(土)・6日(火)・10日(土)・20日(火)・29日(木)、9月7日(土)・21日(土)、午後1時から、1時間程度 一歩踏み込んだ関所の歴史や魅力をご案内いたします。
謎解き関所	9月1日(日)まで 上記期間中の開館時間内に開催 小中学生の皆さん、今年の夏休みは関所の謎解き問題にチャレンジ！

照会先 箱根関所 ☎83-6635 / 恩賜箱根公園 ☎83-7484 / 森のふれあい館 ☎83-6006 / 箱根駅伝ミュージアム ☎83-7511

## 消費税軽減税率制度説明会

小田原税務署では、飲食料品の取扱いがある食品製造業、食品卸・小売業、料理・旅館・飲食業の方を対象として、本年10月の消費税率引上げに伴い実施される軽減税率制度への理解を深め、実施に向けた準備を進めるため、次のとおり「消費税軽減税率制度説明会」を開催します。ぜひ参加してください。

開催日時	開催場所	定員
9月9日(月)～13日(金)	小田原税務署 3階会議室 小田原市荻窪440	各回とも40名

### ○事前申込み制

○今回の説明会では、飲食料品の取扱いのある食品製造業、食品卸・小売業、料理・旅館・飲食業の方を対象として、次の項目を中心に説明します。

- ・軽減税率対象品目とは？
- ・帳簿および請求書やレシートなどの記載と保存
- ・消費税額の計算と中小事業者の方の税額計算の特例

※説明会場の駐車場は、数に限りがありますので公共交通機関などをご利用してください。

申込・照会先 小田原税務署 管理運営部門 ☎0465-35-4511 (代表)

☎受付時間 8時30分～17時(土日祝日除く) ☎※音声ガイダンスに沿って『2』番を選択してください。

箱根火山のカルデラはJR山手線とほぼ同じ形・大きさで、周囲は30km程度です



## 中小企業 退職金共済制度

事業主の方へ 国の退職金制度を活用しませんか？

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

### 〈制度のしくみ〉

事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金は事業主が指定した預金口座から振り替えます。従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づき、中退共本部から退職者へ直接退職金が支払われます。

### 〈制度のメリット〉

- 掛金の一部を国が助成(一部対象外あり)
- 掛金は全額非課税で、手数料不要です。
- パートタイマーや家族従業員も加入できます。
- 外部積立で管理が簡単です。
- 従業員ごとの納付状況や退職金資産額をお知らせします。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

## パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

※詳しくはインターネットで「中退共」と検索してホームページを確認してください。照会先 中小企業退職金共済事業本部 ☎03-6907-1123 4

〔正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が禁止されます〕2020年4月1日施行

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日  
同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。  
照会先 神奈川労働局雇用環境

## 「働き方改革」に取り組む事業主の皆様を支援します

神奈川働き方改革推進支援センターの案内

働き方改革を実現するためには、我が国の労働者の7割を使用する中小企業・小規模事業者においてもその趣旨を理解してしっかり取り組んでいただくことが重要です。また、昨今人手不足感が高まっている中小企業等においては、一層の生産性の向上による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇の改善などを図ることにより、「魅力ある職場づくり」を進めていくことが必要とされています。

神奈川働き方改革推進支援センターでは、中小企業等の働き方改革の実現に向けた、①長時間労働の是正②同一労働同一賃金等非正規労働者の処遇改善③生産性向上による賃金引上げ④人手不足の解消に向けた雇用管理改善などの取組みについて、必要な情報

境・均等部指導課 ☎045-211-7380

やノウハウを無料で提供し、ワンストップで支援します。照会先

【神奈川働き方改革推進支援センター】神奈川県中小企業団体中央会委託  
〒012019101090  
所在地 神奈川県横浜市中央区尾上町5-180 中小企業センター9階  
【専用メール】  
hataki@katachukai-kangawa.or.jp

【受付時間】9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

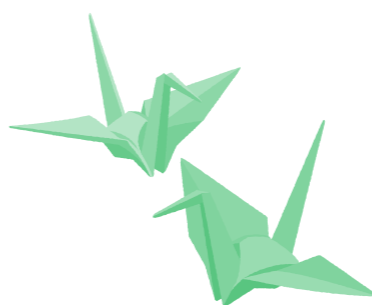
▼要望に応じて、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家が直接企業に訪問することも可能です。  
▼出張相談会・セミナーも開催していますので活用してください。

戦没者・原爆死没者の慰霊と世界恒久平和祈念の黙とうを

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。この日は、戦争で亡くなられた数多くの人々を追悼し、平和を祈念することを目的に、

毎年日本武道館で全国戦没者追悼式が行われます。町民の皆さんも、正午のサイレンを合図にそれぞれの職場や家庭などで、追悼と平和祈念の黙とうを捧げましょう。

また、広島市と長崎市では、毎年8月6日と8月9日に、それぞれ原爆死没者の慰霊式と平和祈念を行っており、広島市では8月6日午前8時15分、長崎市では8月9日午前11時2分に、平和の鐘を合図に、1分間の黙とうを捧げることとしています。両市では、今年も平和を祈る輪を全国各地に広げるため、原爆が投下された時刻に黙とうを捧げられるよう、協力の呼びかけを行っています。



箱根火山は、直径10km程度のカルデラをもつ「カルデラ火山」で、カルデラとはスペイン語で「鍋」を意味する凹地のことです

